

ヘンリー・シジウィックにおける正義論と経済学

山 崎 聡

1 はじめに

シジウィックの『経済学原理』(1883)¹⁾は「分配の原理」、「市場の失敗」による外部性の問題などが特に注目され、後のピグーの『厚生経済学』(1920)成立の基礎として評価されている²⁾。ハチスン³⁾はシジウィックを「経済学に注目すべき貢献をした英国の最後の偉大な道徳哲学者」³⁾として高く評価し、オドネルも彼の論文でシジウィックの厚生経済学におけるパイオニア的役割を明示的に述べている。更に、両者はピグーの『厚生経済学』を称して「この書物は大部分シジウィックの線に沿っての応用研究ではあるが、同時にマーシャルの抽象的な極大満足の教義に対する批判がその出発点の一つ⁴⁾であるとか、「マーシャル的手法を身に纏ったシジウィック哲学」⁵⁾と述べているが、何れの先行研究も経済理論の表面的な議論に終始しており、シジウィック哲学の如何なる部分が厚生経済学の哲学的基礎としての役割を實際果たしたのかは明確に述べられていない。一方倫理学の視点からシジウィックを扱った文献に関していうと、経済学に対して彼の倫理学がどのように応用されたかを詳らかにしているものは、国内外を問わず殆ど見受けられない⁶⁾。そこで本稿に於いてはシジウィックの経済学の哲学的基礎を成したと見られる彼の「正義論」に焦点を当てることを通じて、経済学的命題という表層的なレベルから一步深化させることによって、実は彼の正義論こそが後の厚生経済学成立に関して潜在的に大きな影響を及ぼしたことを論証したいと思う。即ちシジウィックの正義論が彼の経済理論構築の基礎となっている

こと、そしてその経済理論を発展させた理論こそがピグーの『厚生経済学』であることを検証する。そのために、先ず2節において、シジウィックの正義論の輪郭を示し、それを基に3節においては、正義論の内容がどのように経済理論に応用されているのかを考察する。本稿の目的からいえば3節が最も核心的な部分となろう。最後4節においては、ピグーの分析パターンとの比較を行う。

2 シジウィックの正義論

シジウィックは、上掲の『経済学原理』より先の『倫理学の諸方法』(1874)⁷⁾において常識的道德の内に未整合なまま混在している正義の観念を、独自の直覚主義の方法と内省に基づき、より高度な正確性を有する定式として「正義論」を確立している (*ME*, pp. 264-94)。以下彼の正義論を考察してみよう。

シジウィックは正義の観念を大きく二つに分類したうえで、更にそれらの要素を細かく分類している。それらの輪郭は、i) 保守的正義 (a 法律及び契約の遵守, b 自然的期待の充足) と、ii) 理想的正義 (c 個人主義的理想, d 社会主義的理想) とから成っている (*ME*, pp. 293-4)。

この分類は、シジウィックが正義の問題を分配上の問題として考察を始めていることに因る。即ち分配の観念とは、望ましいもの (貨幣, 幸福のための物質, 自由, 権利, ……) と望ましくないもの (負担, 制約, 苦痛, 損失, ……) とを社会成員間に配分して割り当てる際の適切さを示す基準として考えられる (*ME*, pp. 265-6)。もう一方でシジウィックは自然的期待⁸⁾という用語における「自然」という概念に注目して、常識レベルにおいては未整理なまま使用されているが、自然という用語には全く異なった意味が内在していることを識別している。つまり人は自然という用語に「～である (現状, 事実)」と「～べきである (理想)」との両者の意味を持たせているというのである。この方法によってシジウィックが常識的道德の内に未整理なまま混在している正義の観念を検討した結果、先の分類に至ったのである。「……

我々は、『自然』という用語の相異なる二つの意味の間における対比と対立をより良く理解し、それに対応した正義に関する常識的感覚における二つの要素間の対立をも理解するのである。というのは、ある一方の観点に立脚すれば、障害と苦痛と同様に、権利、善そして特権というものに関する慣習の分配を自然で正しいものと見做そうとし、大抵そうであるように、それを法によって維持すべきだと考えるようになる。他方も一つの観点に立てば、曾ては存在しなかったけれども、存在すべきものとしての分配規則の理想的システムを受容するに思われ、そしてこの理想に合致する度合いで法の適切さを判定するのである」(ME, p. 273. 下線部分は原典がイタリックである)。ここで言及されている前者の正義の概念をシジウィックは保守的正義といい、後者を理想的正義と呼んで分類している。以下各々の内容を見てみよう (ME, pp. 268-90)。

i) 保守的正義

a 法律及び契約の遵守：各国（各地）で制定されている法律を厳守するという正義がある。しかし法律は必ずしも正義を完全には実現していないので、法を犯すことを常に不正だということはできず——常識的な道徳観念もこれを支持する場合もある——、また法律の範囲外においても正義を考える必要がある。

b 自然的期待の充足：社会の成員間における約束事や契約、及び既存の社会的慣習から必然的に派生する「期待」の充足などが正義であるという考え方。これも a と同様に既存の慣習、制度を前提としている点に欠陥が見受けられる。更にこれらの義務遂行の拘束力はケースによって異なり、曖昧な正義とならざるを得ない。

シジウィックによれば、これらの正義は社会的幸福を生み出す貢献度によって統一的に評価されるべきであり、法の維持は一定の社会的効用をもつケースもあれば、逆にその不履行が社会的に望ましいケースもある。更に個人間の契約や約束の義務なども当事者たちの抱く正常な期待を満足させる効果をもつが、それらも同様に社会的貢献度によって評価されなくてはならない。

このような保守的正義に対して「理想的正義」がある。これは既存の制度、現実を修正することを意図して、何らかの観点から望ましい基準を提示するものである。理想的正義には個人主義的なものと社会主義的なものの二つがある。

ii) 理想的正義

c 個人主義的理想：個人主義的な理想的正義の観点からは、諸個人の自由が重視され、自由の公平性が説かれる。この考え方によれば、実際に見受けられる不平等が恣意的でないのは活動の自由を各自に保証した結果だということになる。シジウィックは「行動の自由は、行為する人々にとって幸福の重要な源泉であり、彼らの活力を引き出す社会的に有用な刺激である」といい、「この〔自由の〕完全な達成は正義の完全な実現であろう——正義が目指すと考えられる平等は自由の平等というこの特殊な意味において解釈される」(ME, p. 274) ことから、自由が重視されなくてはならないのである。しかし無制限の自由を容認する訳にもいかず、ある一定の制約は常に課されなくてはならないが、その原理は自由の原理（公平な自由）自体からは導かれない。それは功利主義の原理によって規定されるというのである。

d 社会主義的理想：もう一つの社会主義的⁹⁾と呼ばれている理想的正義は、功績 (Desert) に応じて報酬を与える原理である。c が行為の前提を問題とするのに対し、これは行為の帰結を問題とする点が対照的である。自由の保証は「功績に対する報酬」を実現する為の条件になり得るが、必ずしも常にそれを実現する訳ではない。功績に対する報酬とは行為の真の価値（社会的効用）に比例して報酬を与えるという原理であるが、幾つかの問題がある。そもそも功績とはなされた活動（努力）そのものを意味するのか、或いは厳密に成果（実績）だけを意味するのかが曖昧であるし、また功績が先天的な能力、教育環境、好運などによって齎された場合、それら全てを道徳的価値として認めることができるかという問題も生じる。尚、報酬原理のシステムとして競争市場メカニズムを採用した場合、そこで決定される均衡価格は社会的幸福への真の貢献度を必ずしも的確に反映してはいないという難点が生

じる。更に「功績報酬」の原理に加えて、シジウィックはそれとは別の「適合」(Fitness)という原理も考察している。適合の原理とは、生産手段、役割、その他の財をそれらを最も効率良く使いこなせる者、或いは最も高く評価できる者に配分するという原理である。これは明かに先の功績報酬の原理とは異なり、場合によっては対立する。適合の原理による分配では、それを受け取る者が過去においてそれに見合う功績を社会に与えたとは限らないからである。適合の原理は明かに総生産極大化を目的としたものである。それ故シジウィックは、適合の原理を、正義が適切に解釈された一部というよりは、分配において素朴な功利主義原理が適用されたものだと見做している。ここでシジウィックが正義を最も適切に実現するものと考えているのは功績報酬の方である。

3 正義論から経済学へ——アートとしての経済学

I 予備的考察

さて、経済学に対する正義論の影響を考察する際に重要となる概念は、先述した「理想的正義」である。先ず、対の一方である「個人主義的理想」(自由)の経済的インプリケーションについて議論しよう。シジウィックが自由(の公平)を説く理由は、個にとって、自由それ自体が幸福の重要な源泉であることは勿論であるが、社会全体にとってもある重要な役割を果たしているからである。これに関してシジウィックは次のように述べている。「正しい社会秩序が個人に対して確保するものは平等な自由である。……そこでこの平等な自由は、これまで占有されていないどんな物理的なものであっても排他的に使用することを自分自身に確保し、他者にこれを自由に譲渡する自由を含むと主張される」(PE, p. 501)。これは義務論(deontology)の観点から説かれている。更に社会全体に対して諸個人の自由が果たす役割に関して、シジウィックは目的論(teleology)の観点から次のようにいう¹⁰⁾。「……富や他の購入可能な商品は——もし社会の全ての成員が自由に調整できるあらゆる条件に則して自由に生産したり、各自が生産可能な如何

なる効用〔財〕をも自由に他者に移転可能ならば——最も経済的な方法で生産されるであろう」(PE, p. 401)。「そのような〔市場原理が健全に機能する〕ケースにおいて、政府に対して唯一要求されることは、人々や財産を保護し自由契約をさせることによって、全ての個人が最も欲しがる効用〔財〕を自由に購入させ、最も効率良く供給できる物を自由に移転させることである」(PE, p. 402)。ここから「効率的生産」の為には自由（競争）の原理が基本的には認められるべきというシジウィックの信念が確立される。

また次のシジウィックの指摘は重要である。「……（競争によって決定される）『市場価値』は、我々の考える理想的に正しいことに対応するといつて良いだろうか？ これは非常に意義ある問題である。何故なら……これ〔競争市場システム〕は、共同体の全ての成員に最大限に可能な限りの自由を保証するという原理を基に構築された社会において普遍的となるであろう、用役の報酬を決定する方法であるためである。我々が個人主義的理想と呼んで良いこれ〔自由競争のシステム〕は、文明化された近代社会が最近に至るまで絶えず実現しようと努めてきたものである」(ME, pp. 286-7)。即ちシジウィックによれば、社会において現存している競争の市場システムは、彼が「理想的正義」の一方として掲げた個人主義的理想（自由）が具現化されたものである。

そこで生じてくる問題とは、平等な自由の行使によって生ずる不平等であり、それをどう考えて解決するかということである。シジウィックは「賃金、利潤、地代は『公平』であるべきだという要求が……共同社会の大部分によって絶えずなされ、是認されている」(PE, p. 499)と指摘し、ここでの要求は平等な分配に対する要求であるとして「社会主義的理想」（功績報酬）としての正義に関心を持っていく。しかしだからといってシジウィックが、彼の正義論の基礎として個人主義的理想（自由）を否定し、社会主義的理想のみを全面的に採用しようとした訳ではない。自由を各自に認め自由競争に任せる以上、そこにおいては各人によって知識や洞察力が異なるため、収益の結果的な不平等は避けられない可能性があるにせよ、恣意的な不正が存在

しない以上、これを正義に反するものとして裁断することはできないからである。また、政府介入による安直な再分配政策は諸個人の自発的勤勉性を削ぎ、結果的に共同体の累計の生産高減少を招く恐れがある。そのために生じる損失は分配の平等化による社会的便益よりも大きくなる可能性があるとしジウィックは考える。「実際この自由の行使から生じる幸福の物理的手段の享受に関する如何なる不平等も嘆き悲しまれるべきであり、自発的に緩和されるべきであろうが、確かに政府の行動によって強制的に修正されるべきではない」(PE, p. 501)。「それ故文明化された共同社会は、産業及び貿易における諸変化によって、その成員のある部分に引き起こされた激しく広範な不幸に関しては、政府によって効果的援助が常に施されるべきと私は考える。しかしながら、こうした介入は極端な場合に限定されるべきであり、生産物の競争的分配において、絶えず先のような変化により派生しがちな、公正さからの逸脱に対する一般的救済策として、それ〔政府介入〕が用いられることは決して有効ではない、と私は考える」(PE, p. 508)。

II 生産と分配の基準について

これまでの予備的考察に基づいて本稿の核心に移ることにしたい。シジウィックは『経済学原理』の第三篇「アートとしての経済学」において功利主義の立場から社会的最適化を模索するにあたり、「個人にとってではなく、経済的共同体若しくはそのような共同体の集合にとって何らかの望ましい結果」を達成するために以下のような一対の基準を打ち立てている。

- (1) 「人口に対する生産物の比率を最大にするアート(術)。ただし尺度として交換価値の通常の水準を適用が可能である限りにおいて一般的に採用する」。
- (2) 「公平や正義に関する何らかの原則に則ってであれ、生産物を可能な限り有効に活用するという経済原則に則ってであれ、生産物を共同体の成員の間に正しく分配するアート(術)」(PE, pp. 397-8)。

これまで議論してきたことから推測できるように、第一基準(生産のアート)はシジウィックの正義論における理想的正義の「個人主義的理想」(自

由)が経済学的に拡張されたものであり、同様に、第二基準(分配のアート)に対しては「社会主義的理想」(功績報酬、適合の原理)が対応している。これに併せて、生産と分配の二つの基準を二大支柱として経済学のアートが構築されている事実を鑑みれば、シジウィックの『経済学原理』の第三篇は、「正義論」における二つの「理想的正義」を思想的基礎として組み立てられているとあって良い。

ロールズも指摘しているように、伝統的功利主義の大きな欠陥として「分配」の観念が欠如していることが挙げられる¹¹⁾。功利主義の目的は、如何にして最大快樂、或いは最大善を実現するかに存するのであって、如何にして善を分配するかは問題にされていないというのである。これに対し、ここまで見てきたように、シジウィックは、正義論の観点から普遍的幸福の原理は分配の原理によって補完される必要性があることを明示的に主張しており、この点で彼は伝統的功利主義者とは一線を画すといわれる¹²⁾。

このことをもう少し具体的に見ておこう。シジウィックは『経済学原理』の分配のアートの箇所において次のように述べている。「産業の個人主義的組織から生ずる分配に対して政府介入が経済的に望ましいという根拠は、この組織が導く収入の不平等さにある。この不平等を考えると人類の一般常識は暗にベンサムによって打ち立てられた以下の二つの命題を想定しているようである」(PE, p. 518)。その命題とは、i)「富の増加はその所有者の幸福を増大させる」、ii)「幸福の増加の仕方は富の増加に対して逓減的である」の二つである¹³⁾。以上の命題からシジウィックは次の命題を導くに至る。「社会の成員の間で富の分配がより平等化される程、社会が有する富の総量から引き出される効用の総計量は増大する」。ただし条件として「分配される生産物の総量や分配の対象となる人々の数は分配の仕方によっては変化しない。そして更に、富の増加から生じる変化以外の変化は社会の幸福を減少させる傾向を持たない」ことが必要であると明記されている(PE, p. 520)。先に挙げた生産及び分配のアートの二つの基準と併せて考えてみると、国民分配分の生産の増大と分配の平等とは、相互に矛盾しない限り、両者とも社

会厚生を改善するというシジウィックの主張がここに示される。

しかしながらシジウィックの主な関心は、平等な分配が厚生を改善することよりも、平等な分配によって実際に引き起こされる問題、即ち生産への悪影響にある。事実「アートとしての経済学」における数々の要所で、この生産と分配との「不調和」(disharmony)の問題が意図的に考察されている¹⁴⁾。この問題も根本的には、正義論における個人主義的理想と社会主義的理想との不調和として議論された内容に端を発している事実に特に注目すべきである。即ちシジウィックは前者の欠陥を補完するために後者を提唱したが、彼は「所有の手段と所有の機会の分配に関するより一層の平等の達成は、それが自由の利点を何か実質的な点で犠牲にすることなく行われるなら、その時にのみ、それ自体において望ましいこと」¹⁵⁾だという。また社会主義的理想に立脚した分配政策が「個人主義体制が確保しようとしている個人の活力や企図の自由な発展を、何ら実質的に抑圧すること無しに」¹⁶⁾施行されなくてはならないという制約条件を課している。このような条件に対する配慮がなされる限り、社会主義的理想と呼ばれる正義は個人主義的理想の正義と調和する最良の手段として擁護されるのである¹⁷⁾。

ここでもう一度先に挙げた「分配のアート」の基準に戻ってみよう。シジウィックは正しく分配するアートとして、「公平や正義に関する何らかの原則」と「生産物を可能な限り有効に活用するという経済原則」の双方を提示しているが、両者は全く異なった観点から各々導出されていることに注意しなくてはならない。前者は「功績報酬」の原理に他ならず、後者は「適合」の原理を意味している。先に論じた平等分配による厚生改善は(限界)効用逓減の仮定と「適合」の原理を採用した結果であって、これは伝統的功利主義の域を超えるものではないといえよう¹⁸⁾。これに対して「功績報酬」の分配原理は功利主義とは原理的には無縁なものである。何故なら伝統的な功利主義においては総効用(生産量)を極大化する分配状態が受容されるのであって、独立の分配基準は設定されていない。一方、正義の観点より導かれた功績報酬の原理においては、個人(または団体)のなした功績の価値に比例

して分配されることから、その結果、必ずしも総効用が極大化される訳ではない。それでは功績報酬の原理と功利主義はどのように調和するのだろうか。この問題については後に J. S. ミルとの関連において再度言及することにするが、ここでは次のように述べておく。シジウィックは、功績報酬の原理と功利主義とは互いに矛盾するというよりは相互に補完し合う関係にあると見做し、「……私の考えでは、確かに功績報酬の原理は依然として最も重要なものであるが、それは寧ろ最も経済的な生産活動における不可欠な刺激」(PE, p. 517) であると言明する。

III 「市場の失敗」について

さて、ここで再び正義論の理想的正義の議論に立ち返ろう。シジウィックは正義を実現する必須の条件として個人に自由を保証する「個人主義的理想」を提唱するが、その結果諸個人間の自由を巡る衝突、恣意的な不公平、更に物質の所有の自由が認められた場合に生ずる排他的所有権の問題等 (ME, pp. 274-87) を解消するために、それを補完するものとして理想的正義に関するいま一つの「社会主義的理想」を掲げる。そこにおいては正義を実現する補完的な条件として、分配における正義、即ち功績報酬の原理の必要性を訴える。功績とは何か、その価値を決定する合理的な方法とは何か、を考察する過程において、シジウィックは、彼の経済学において決定的に重要な役割を果たしたもう一つ概念——「市場の失敗」——に出会う。以下においてその過程を追ってみよう。

先に、シジウィックが、個人主義的理想（自由）としての正義が具現化された社会システムとして競争的市場メカニズムを位置づけ、それを生産の効率性即ち生産量極大化にとって必要不可欠なる一つの重要な源泉だと主張し、「生産のアート」の基準を確立した過程を説明した。更に彼は、このシステムこそ近代社会が実現することを模索してきたシステムであることを承知したうえで、正義の観点から市場システムの道徳性を検証する。「……故にそれが道徳の要求を完全に満たすものであるかどうかを、そして自由が、たとえ絶対的目的または抽象的正義の第一原理でないとしても、功績に対して—

一般的に報酬を与えるという正しい社会秩序を実現するための最善策として自由が希求されるべきものであるか否かを見極めることは非常に重要である」(ME, p. 287). これに対するシジウィックの見解は次のとおりである。「一見すると『市場価格』は、人類一般によって定められたあらゆる対象に対する評価を表しており、それ故それが、我々が見出そうとしている価値に関する『常識的』判断を提供してくれるという言明は尤もらしく思える。しかし内省によって、大多数の人々は、用役の重要な種類に関してその性質と効果に関する不完全な知識から、多くの重要な財、用役の価値を決定するにあたり適切な資格を有していないであろうことが判明する。故に、これらの場合においては、用役の真の価値判断は市場価格には反映されないであろう」(ME, p. 287)。「また社会的用役においては、それが一般的にいて余りに重要すぎて、例えば科学的発見等がそうであるように、その現実的有用性が直接的でなく不確定であるために市場では価格がつけられないような用役も存在する。何らかの科学的発見が産業の発展に寄与する程度が余りに不確実であるために……通常それに対して出資することが有益とはならないであろう」(ME, pp. 287-8). 更に次の指摘も重要である。「しかし、たとえ我々の関心を市場において一般的に評価される生産物や用役に限定したとしても、また取引する双方によって十分に熟知されている交渉に限定してみても、『自由』で『公正』な交換という概念を明瞭にすることには依然として深刻な困難がある。個人または諸個人の結合が、ある種の用役を独占する力を有するケースでは、そのような用役の累計の市場価値〔収益〕は、或る条件下では、故意に供給量を減らすことによって吊り上げられる。しかし、それによってそれらの用役を提供した行為の社会的功績が増価するなどということとは馬鹿げた話であり、そして普通の人々は、そうして与えられた価格が公正であるか、ということに対し強い疑念を抱く」(ME, p. 288).

ここで確認すべきこととして、以上のように展開されたシジウィックの議論は純粋な倫理的考察より導かれたものであって、経済分析に因るものではないことを強調しておきたい(『経済学原理』は『倫理学の諸方法』の後に

執筆されている)。我々の常識内に未整理なまま混在している正義の観念を直覚主義の方法によって抽出し、一層の合理性を有する「正義論」を彼が構築しようとした過程において、我々は「市場の失敗」の哲学的萌芽を発見することができた。シジウィックによれば「市場の失敗」とは取りも直さず、自由競争市場において、「功績報酬」の原理としての正義——即ち、経済主体は、彼によってなされた貢献の真の価値に応じて過不足無く収益を手にするという原理——の実現が阻まれる状態を意味する。彼はこれを基礎にして、『経済学原理』に至っては「市場の失敗」の議論を一層洗練化させる。「それでも依然として社会全体の視点から、生産者間の『協調条件』をも可能な限り考慮して、生産過程を考察することを我々は実践すべきである、ということは望ましく思える。それ故関連した人類全体に対する何らかの変化より生じる富の総収益または損失は、全体として社会の富に及ぼす変化を伴わない諸個人や階級によって齎される彼らの富の収益並びに損失とは慣習的に区別されて良いものである。通常、明かにある個人にとって富の生産性を向上させるものは、彼の属する社会全体の富をも増加する傾向がある。しかしこれは常に事実とは限らない。例えば、ある人は〔社会的見地から〕無用な株式会社を設立することによって金を稼ごうとするかも知れない。そして二つの効果〔社会全体の富に対する効果と一部分の富に対するそれ〕が結合される時でさえ、両者は不確定的に変化する比率で結合されるかも知れない。そしてあらゆる原因より派生する、社会の一部の者たちの富に対する効果と社会全体の富に対する効果を混同することは典型的な経済的議論における誤謬の最たる例の一つである」(PE, p. 56)。

シジウィックはまず、社会的には極めて有用であるが、私的な個人や企業では収益を回収することが技術的に困難であるために、競争市場に任せても供給されない用役に関する考察から開始している。代表的な例としては灯台、造林、科学的研究の振興等が挙げられている(PE, pp. 406-7)。続いては私的な企業が社会に与えた真の功績よりも不当に多くの利益を手にするケースを考察する。自然の全体的な調和を考慮せず私的な利益を追求する目的で行わ

れる自然開発や動植物の捕獲事業などが該当する。同様に鉄道産業なども私的企業に任せると独占の弊害が生じたり、企業間の競争により無駄な鉄道建設が行われ社会的には極めて浪費的となる可能性がある¹⁹⁾。端的に表現すれば、市場の失敗とは「私的効用と社会的効用との乖離」(PE, p. xix)が生じることであるが、シジウィックの文脈においては先に示した「社会に与えた真の功績」とは実は社会的効用に他ならないのである。従って、功績報酬の原理の系として、「各経済主体は、彼(彼ら)が与えた社会的効用に応じて報いられるべきである」が導かれる。ここに至ってシジウィックは厚生経済学における近代的アプローチの基礎の確立に至ったものと見做して良い。この点に関してミントは次のようにいう。「我々は、これらの乖離に関するシジウィックの進取の気性に満ちた分析を、彼の当時における古典派、限界分析学派らによるレッセ・フェールに対する一般的確信というものと対比せずしては十分に評価できない。ケアンズや〔J. S.〕ミルらが非介入政策を繰り返して提唱していた一方で、ワルラスやJ. B. クラークらのような限界効用学者たちは静学分析における競争的一般均衡から最大満足の原理を導き出そうとしていた。一般的な傾向としては、経済的システムを二つの厳格なる伝統的分割、即ち (i) 如何なる制約も課されず私的企業が機能すべき場合と、そして (ii) それとは対極のアダム・スミスのいう制裁を以て政府が介入しても良い場合の二つである。そうしてJ. S. ミルの『経済学原理』においては『社会哲学への応用』と明言されているにも拘わらず、自由放任政策に対する制限の自明なケース、例えば個人が彼自身の利益を判定することが不可能だと見做される未成年や精神異常者のケース等、について言及しているだけである」²⁰⁾として、ミルによるこの程度の洞察ではシジウィックは決して満足できなかったのだという²¹⁾。加えて、ミルの『功利主義』における正義と経済の問題に関してクィントンの批判もあるが²²⁾、それとは観点を異にして本稿では次の点を指摘しておきたい。ミルも確かに報酬原理を説いているものの²³⁾、シジウィックと異なりミルはそれを「市場の失敗」という経済学的概念に逢着させる迄には至っていない。また功績の本質とは何かとい

う問題に関しても考察が殆ど為されていない。更に報酬原理と功利主義とは如何に調和するかという問題意識に関しても、ミルは希薄である。享受能力に差異が存在し、報酬原理に則った分配では最大幸福が達成できないとすれば、功利主義はこの原理を分配法則としては支持できないことになる。この問題に関してミルは何も答えていない。これに対してシジウィックは分配原理として報酬原理と適合原理とを明かに峻別しており、功利主義が純粹に支持するのは後者の原理であることを明示している (ME, p. 283)。シジウィックは前者の功績報酬の原理を正義のそれとして掲げ、あらゆる制度や法律はこのシステムの実践的適用に寄与すべきとしている。確かに事実言明としては諸個人間において享受能力の差異が存在して、功績報酬の分配準則によっては総効用最大化は結果として必ずしも達成することにはならないかも知れないが、シジウィックにとってこの原理を抜きにした正義などというものは最早正義ではないのである。功績報酬という誘因体系によって必ずや生産性は向上し、時間を通じて社会の総効用は着実に改善してゆくという彼の確信の内において功績報酬の原理と功利主義は互いに調和するシステムとして両立可能だといえる²⁴⁾。しかしながら問題はこのような表面的な議論には止まらない。ミルは功利主義の観点から「正義」を導き出したが²⁵⁾、シジウィックの正義論はその源泉において功利主義とは何の関係も持たない。シジウィックが『倫理学の諸方法』にて正義論を展開しているのはその第3篇「直覚主義」の分野においてであり、それに続く第4篇が「功利主義」であることから、シジウィックにとって正義（功績報酬の原理）と功利主義の問題を考察することは、実は直覚主義と功利主義との統合の可能性を立証することを意味していたのである。ミルも含めてシジウィック以前の功利主義者たちの殆どが、功利主義とは矛盾する学説として直覚主義を敵視していた²⁶⁾。それ故にシジウィックは直覚主義と功利主義の統合を試みたという点において伝統的功利主義を最も斬新に改定した人物の一人として数えられる²⁷⁾。本稿では詳細に論じることはできないが結論的にいうと、シジウィックは、「常識は無意識的に功利主義」²⁸⁾であるとして、「最終的に、……正確に応用され

た直覚主義の方法はその最終結果として普遍的快樂主義の学説、それは一言で便利に記せば功利主義、を導出するという結論に至る」(ME, p. 406-7)といい、両教義の統合を試みている。

こうして「功績報酬」の原理と功利主義とが調和するという言明は、決して方法的にいうと自明なことではなく、ミルには欠落していた方法的手続きをシジウィックは直覚主義と功利主義との統合を試みる過程においてそれを実践しているといえる。

4 厚生経済学について

純粹な経済的議論におけるシジウィックとピグーの類似性に関しては、オドネル、ミントらの優れた先行研究²⁹⁾においてほぼ網羅し尽くされた感がある。内容的に要約していえば、基本構想として、生産と分配の基準を二大支柱に社会的最適化を模索していることと、そのような社会的最適化を阻む要因たる、外部性、公共財を中心とした「市場の失敗」の考察である。それらの考察によって厚生経済学の創始者としてのシジウィック像が浮き彫りにされているが、本稿においては、視点を移動してシジウィック経済学の素地としての「正義論」に焦点を当て、それが経済理論的に拡張された際の構造を明らかにした。繰り返していえば、厚生経済学の創設に寄与したとされる、シジウィックの経済理論における主要な観念の殆どが、彼の正義論においてその哲学的源泉を発見することができる、ということである。本稿の最後に上掲の学者たちによる先行研究では十分に網羅されていない点を補足しておきたい。

シジウィックの理論的功績の一つとしては、彼が「効用」原理³⁰⁾を用いて「自然的自由のシステム」における外部性の問題(個人の効用と社会の効用との乖離)を定式化したこと、そして生産と分配のアートを評価する装置としてこの原理を用いたこと、更にやはりこの原理を基礎にして、二つの基準の「不調和」の問題を明示的に分析したことが挙げられる。この際、シジウィックは重要な点に気づく。それは生産のアートと分配のアートの各々の効

果を評価する際、両者が方法的に異なるということである。つまりシジウィックは生産に関して貨幣価値を一応尺度として採用するとしているが、分配に関しては「一層曖昧な効用の比較」という手段に甘んじなければならないことを明記している (*PE*, p. 403)。最終的に彼は効用の比較という手段で統一的に生産と分配の不調和問題を考察している。この点において、確かに「経済的厚生」という概念に便宜上限定したり貨幣価値を標準として採用するといった点は異なるにしても、分配原理によっても総厚生が改善されること、「市場の失敗」、「不調和」問題等においてピグーとシジウィックの分析の仕方は根本的には極めて類似しているといつて良い。尚、シジウィックは正義における公平という視点に立って「誰でも一人として数え、誰であってもそれ以上ではない³¹⁾」として総厚生を計算する際に全ての人の効用に等しいウエイトを置くが、問題は事実言明として諸個人の間では選好の相違が存在することである。従って富の量的完全平等分配が総厚生最大化を齎す訳ではない (*ME*, p. 417)。一方ピグーは全ての人の選好即ち効用関数の同一性を想定しており、完全平等によって最大厚生が達成されると規定している。当然にも彼も事実認識として諸個人間の選好の相違の存在を認めていたが、同一の効用関数の設定は寧ろ規範言明であって、それは彼が平等主義者であったことに起因するという解釈もある³²⁾。これらに伴う、分配基準に関する不調和問題においてシジウィックとピグーの認識は以下の点において対照的である。先にも述べたように、確かにシジウィックも全ての個人間で効用関数が同一であれば完全平等こそが厚生最大化を実現する分配であることを認識していたが、そのための条件として政府の再分配政策によって、生産高と人口が変化しないこと、労働と余暇に関する選好が一定であること、労働の効率性の悪化または資本蓄積の減少によって生産量が減少しないこと等を挙げている³³⁾。ピグーもこれらと似たような条件を『厚生経済学』において詳細に検討している³⁴⁾。ここまではシジウィックもピグーも類似しているが、シジウィックはそれらの条件が現実的に満たされる可能性は低いと認識して、安易な平等分配に慎重である一方で、ピグーは逆の認識を示しており、たと

え一時的には再分配によって生産に悪影響が及ぶとしても、時間を通じた品性の陶冶によってやがて事態は改善されるものと見ていた。

- 1) Henry Sidgwick, *The Principles of Political Economy*, 3rd ed. Macmillan, London, 1901. 以下、本文及び脚注において *PE* と略記する。『経済学原理』は初版が1883年、第2版が1887年、第3版が1901年に出版されており、序論の章で幾らかの改訂が施されているものの、何れの版も理論的な部分における実質的内容に変化はない。
- 2) T. W. Hutchison, *A Review of Economic Doctrines 1870-1929*, Oxford, 1953, pp. 50-61 (長守善・山田雄三・武藤光朗訳『近代経済学史』上下巻 東洋経済新報社, 1957年, 上巻 pp. 60-72); T. W. Hutchison, *On Revolutions and Progress in Economic Knowledge*, Cambridge, 1978, pp. 103-4 (早坂忠訳『経済学の革命と進歩』春秋社, 1987年, pp. 115-6); U. Hla. Myint, *Theories of Welfare Economics*, Cambridge, Mass, 1948.; Margaret. G. O'Donnell, "Pigou: An Extention of Sidgwickian Thought", *History of Political Economy*, 11 (4) Winter 1979.
- 3) Hutchison (1953), *op. cit.*, p. 50 (邦訳上巻 p. 60).
- 4) *Ibid.*, p. 283 (邦訳下巻 p. 9).
- 5) O'Donnell, *op. cit.*, p. 588.
- 6) 強いて挙げれば行安茂「シジウィックの正義論」『岡山大学教育学部研究収録』73号, 1986年。欧文献では皆無に近い。
- 7) Henry Sidgwick, *The Methods of Ethics*, 7th ed. Macmillan, London, 1907. 以下、本文及び脚注において *ME* と略記する。この『倫理学の諸方法』は第7版まで改訂されており、幾つかの章においては加筆修正が施されてきたものの、全ての版を通じて実質的内容に変化はない。出版当時の幾人かの学者たちから受けた批判に答えることを意図して比較的大きく改訂された箇所もあるが、それ以外の改訂は、シジウィック自身序文にて述べているように、曖昧さの除去、誤解の回避及び一層の一貫性を持たせることを目的に表現や説明の仕方が改められたものであり、従って内容的に改訂が施されたものではない。本稿の議論で中心となる「正義論」の部分に関しても同様であって、全ての版を通じて実質的内容に変化はない。『倫理学の諸方法』から『経済学原理』へというアイディアの流れを主張するために厳密には『経済学原理』の初版(1883)以前に出版された『倫理学の諸方法』の初版(1874)か第2版(1877)を参照する必要があるものの、先に述べたように議論の中心となるシジウィックのアイディアは既に初版及

び第2版に存在していることを確認したうえで、引用箇所は最終版(第7版)の項を示したおいた。

- 8) 一般的な人々が通常抱く期待という意味である。
- 9) シジウィックは「社会主義的」という概念は「その第一義的な目的は、他者を犠牲にすることによって共同体のある部分を利することではなく、共同体の成員全般に分配するのに役立つよう共同体全体の利益を確保すること」であるという。Henry Sidgwick, *The Elements of Politics*, 3rd ed. Macmillan, London, 1908, p. 154.
- 10) これは現代倫理学における規範倫理学上の分類であるが、シジウィックの倫理学において(狭義の)直覚主義が義務論に相当し、利己主義並びに功利主義が目的論に相当する。
- 11) J. Rawls, *A Theory of Justice*, Harvard University, Cambridge, Mass, 1971, p. 26 (矢島鈎次監訳『正義論』紀伊国屋書店, 1979年, p. 19).
- 12) Sidgwick, *ME*, p. 416. 加えて, A. Quinton, *Utilitarian Ethics*, 2nd ed. Duckworth, London, 1989, pp. 87-92 も見よ。
- 13) シジウィックはジェボンズによる限界効用の概念を評価していることから、意図的には条件内に限界概念を含ませていたと見做せる (*PE*, pp. 74-5).
- 14) シジウィックは「不調和」という用語を直接的には使用していないが、後のピグーとの比較のため、語義的に支障が無いことから便宜上用いる。
- 15) Sidgwick, *The Elements of Politics*, *op. cit.*, p. 160.
- 16) *Ibid.*, p. 161.
- 17) *Ibid.*, p. 163.
- 18) J. Bonner, *Efficiency and Social Justice, The Development of Utilitarian Ideas in Economics from Bentham to Edgeworth*, Edward Elgar, 1995, p. 13.
- 19) Sidgwick, *PE*, Bk. III, ch. 7; *The Elements of Politics*, *op. cit.*, ch. 10.
- 20) Myint, *op. cit.*, p. 129.
- 21) ミントに加えて, F. Petrella, "Individual, Group, or Government? Smith, Mill, Sidgwick", *History of Political Economy*, 2(1) Spring 1970 も参考になる。
- 22) Quinton, *op. cit.*, pp. 87-92.
- 23) J. S. Mill, *Utilitarianism*, 1861, *Collected Works of John Stuart Mill*, Vol. X, University of Toronto, Toronto and Buffalo, 1969, ch. 5 (伊原吉之助訳『功利主義』世界の名著『ベンサム・J. S. ミル』中央公論社, 1967年, 第5章参照)。
- 24) Sidgwick, *PE*, Bk. III, ch. 7.

- 25) 馬渡尚憲『J・S・ミルの経済学』御茶の水書房, 1997年, 第III部10章参照。
ミルの方法論については塩野谷祐一「ミルの功利主義の構造」『一橋論叢』, 1981年を参照。
- 26) J. B. Schneewind, *Sidgwick's Ethics and Victorian Moral Philosophy*, Oxford University, Oxford, 1977, chs. 4 and 5; W. C. Havard, *H. Sidgwick and the Later Utilitarian Political Philosophy*, University of Florida, 1959, ch. 4.
- 27) Quinton, *op. cit.*, pp. 87-92.
- 28) シジウィックは直覚主義を広義と狭義のそれに分類しており, 狭義の直覚主義は常識的道德において展開される方法であると認識する。
- 29) Myint, *op. cit.* and O'Donnell *op. cit.*
- 30) Sidgwick, *ME*, pp. 413-7. 快楽の計算と効用の個人間比較であるが, それらの正確性に関してシジウィックは悲観的であった。
- 31) これはベンサムの有名な定式である。Sidgwick, *ME*, p. 432.
- 32) 塩野谷裕一『価値理念の構造』東洋経済新報社, 1984年, p. 369.
- 33) Sidgwick, *PE*, Bk III, ch. 7.
- 34) ここでは詳細に論じられないが, これらは A. C. Pigou, *The Economics of Welfare*, 4th ed. Macmillan, London, 1950, Part IV, chs 8, 9, 10, 11, and 12 (永田清監訳『厚生経済学』I~IV 東洋経済新報社, 1953年, 第IV部8章~12章) に互って述べられている。

[1999年1月25日 受稿]
[1999年3月24日 受理]

(一橋大学大学院博士課程)